

Title	「トランス・タスマン相互承認取り決め」の法的性格
Sub Title	Trans-Tasman Mutual Recognition Arrangement as transnational market governance
Author	庄司, 克宏(Shoji, Katsuhiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.1 (2011. 1) ,p.129- 152
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	田中俊郎教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110128-0129">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110128-0129</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 「トランス・タスマン相互承認取り決め」の法的性格

庄 司 克 宏

- 一 はじめに
  - 二 内国民待遇、調和および相互承認
  - 三 トランス・タスマン相互承認取り決め
  - 四 結 語
- (一) トランス・タスマン相互承認取り決めの構成
  - (二) T T M R A における政策決定および国内法との優劣関係
  - (三) 物品の分野における相互承認
  - (四) 職業登録に関する相互承認

## 一 はじめに

欧州連合（E U）の前身である欧州経済共同体（E E C）が域内市場完成白書およびその目標を達成するため  
の基本条約改正としての単一欧州議定書により、物・人・サービス・資本の自由移動から成る域内市場を一九九  
二年末までに実現するべく着々と準備をしていたとき、当時（一九八三年—一九九一年）オーストラリア首相の地位  
にあったホーク（Robert James Lee (Bob) Hawke）は、欧州の域内市場が一九九二年に実現されると「オースト

ラリアの州の間よりも欧州経済共同体の加盟国の方が貿易障壁は少なくなるだろう」と語った。<sup>(1)</sup>

その背景には、オーストラリア連邦憲法の「連邦内における貿易の自由」に関する第九二条 (Section 92 on 'Trade within the Commonwealth to be free') と同条に関する判例法が存在した。第九二条は、「統一関税の賦課につき、州の間の貿易、通商及び取引は、内陸輸送によるか海洋航行によるかを問わず、絶対的に自由である」と定めている。オーストラリア連邦最高裁判所 (the High Court of Australia) は、*Cole v. Whitfield* 事件判決において第九二条を次のように解釈している。<sup>(2)</sup><sup>(3)</sup><sup>(4)</sup>

「租税的措置及び非租税的措置の双方に関して、歴史及び文脈ともに、第九二条に基づき州際通商に対して保障される自由は上述の保護主義的な意味における差別的負担からの自由であるというアプローチを支持している。」<sup>(5)</sup>

その結果、「オーストラリア憲法が州の間の貿易障壁を撤廃することにより途切れることのない国内経済を創出する意図であるのに反して、規制の相違という形の非関税障壁が八つの別々の市場を生じさせた」のである。<sup>(6)</sup>

このような状況を克服するため、オーストラリアは、一九九二年五月一日、連邦、州および準州 (territories) の間で「相互承認協定」(the Mutual Recognition Agreement: MRA) を結ぶことにより自国市場に相互承認制度を導入することとした。次いで、そのための連邦法が制定され (the Mutual Recognition Act 1992)、<sup>(7)</sup><sup>(8)</sup> 各当事者がそれを採択する立法により相互承認制度を実施した。<sup>(9)</sup> MRA は、「オーストラリアの国内市場において物品及びサービス提供者の自由移動を促進するために物品及び職業に関わる相互承認原則を実施する制度を確立する」ことを目的とする。<sup>(10)</sup>

他方、MRA が署名される以前に、オーストラリアとニュージーランドは「経済関係緊密化貿易協定」(the

Closer Economic Relations Trade Agreement: CER) により自由貿易地域<sup>(11)</sup>を創設していた(一九八三年発効)。CERの下で両国は、一九九〇年代半ばまでに関税障壁を撤廃し、多数の非関税障壁を削減することに成功するとともに、サービス貿易に関するCER議定書<sup>(12)</sup>により多くのサービス分野で自由貿易を達成していた。しかし、産品基準 (product standards) や職業登録 (occupational registration) のような規制上の障壁が残存していた。<sup>(13)</sup>そのような問題に対処するため、オーストラリアの当事者(連邦、州および準州)は、MRAに署名した際、ニュージーランドの参加の可能性について検討することに合意した。<sup>(14)</sup>

両国間で交渉が重ねられた後、「トランス・タスマン相互承認取り決め」(Trans-Tasman Mutual Recognition Arrangement: TTMRRA)<sup>(15)</sup>が一九九六年に署名された。<sup>(16)</sup>TTMRRAは、オーストラリア連邦政府、州政府および準州政府ならびにニュージーランド政府の間の「非条約合意」(a non-treaty agreement)<sup>(17)</sup>であった。そのため、一九九八年五月一日に発効するTTMRRAを国内実施するため、<sup>(18)</sup>両国は各々「一九九七年トランス・タスマン相互承認法」(the Trans-Tasman Mutual Recognition Act 1997)<sup>(20)</sup>という名称の立法を制定した。TTMRRAはCERの「論理的拡張」とみなされ、また、オーストラリアのMRAの「自然な増築」であるとされた。TTMRRAはオーストラリアのMRAと可能な限り整合性を有するべきであることが意図されている<sup>(21)</sup>(Recitals D and F, TTMRRA)。

両国はまた、最近、証券公募・売出相互承認協定<sup>(22)</sup>(二〇〇六年二月二二日署名、二〇〇八年六月一三日発効)およびトランス・タスマン裁判所手続・規制遵守確保相互承認協定<sup>(23)</sup>(二〇〇八年七月二四日署名、二〇一〇年発効予定)を締結することにより、相互承認およびそれに関連する協力の範囲を拡大している。<sup>(24)</sup>

以下では、国家間の貿易において非関税障壁を削減する三つのモデルを概観した後、TTMRRAにおける相互承認原則について主にTTMRRAテキストから考察することとする。<sup>(25)</sup>

## 二 内国民待遇、調和および相互承認

国家間の貿易における非関税障壁を削減するモデルとして三つが考えられる（以下、物品の貿易を前提に述べることとする）。第一のモデルは、内国民待遇（差別禁止）を基本とするアプローチである。第二のモデルは、調和（harmonisation）アプローチである。第三のモデルは、相互承認（mutual recognition）アプローチである。<sup>(26)</sup>

第一のモデルは、輸入国におけるホスト・ステート・コントロール（host state control）および差別禁止に基づく内国民待遇を基本としている。ホスト・ステート・コントロールにより国家主権が尊重される一方、輸入品は原産地国におけるホーム・ステート・コントロール（home state control）に加えて輸入国におけるホスト・ステート・コントロールの下に置かれるため、ルールの「二重の負担」を負うことになる。輸入品はホーム・ステート・コントロールに基づいて生産されるが、輸入国の市場にアクセスできるためには同国が課す産品要件ルールの充足しなければならない。ただし、ホスト・ステート・コントロールは輸入品を国産品と差別することがないように求められる。<sup>(28)</sup>このように、各国ルールは差別禁止原則に服して、国内の民主主義に従って形づくられる。しかし、ルールの「二重の負担」は存続するため、その限りで自由貿易が損なわれる。すなわち、「貿易上得べかりし利益は企業にコストを負担させることにより費<sup>ひ</sup>えるが、当事国は市場に対する規制コントロールを維持する」のである。<sup>(29)</sup>

上述のような「二重の負担」を解消するアプローチとして、第二のモデルが存在する。各国ルール間の調和のための政府間交渉を通じて、貿易と政治の利益のバランスが図られる。超国家的レベルへの主権の垂直的委譲を伴う場合もある。このモデルでは一定部門でいったん調和が実現されると、各国は一方的にそれを変更することははや許されなくなる。調和の導入や改正のさいに各国に交渉コストが発生する。このように、調和アプロ

チでは共通性が確保されるが、多様性は犠牲にされる傾向にある。<sup>(30)</sup>

調和アプローチにおける政府間交渉コストや多様性の犠牲という欠点を克服しつつ、ルールの「二重の負担」を解消するのが、第三のモデルすなわちホーム・ステート・コントロールを原則とする相互承認アプローチである。これは、「一加盟国において適法に生産され、取り引きされている限り、当該産品が他の加盟国においても輸入を認められるべきである」ことを意味する<sup>(31)</sup>。このモデルの下では、消費者は商品の多様性という恩恵を受け、一方、正しい選択を行うための情報コストが増大する。また、企業は規制が緩い国を生産拠点として選択しようとするため、国家間で「規制間競争」(regulatory competition)が発生し、「底辺へ至る競争」(a race to the bottom)が生じる可能性もあるとされる。<sup>(32)</sup>

### 三 トランス・タスマン相互承認取り決め

#### (一) トランス・タスマン相互承認取り決めの構成

トランス・タスマン相互承認取り決め(TT MRA)は、八つのリサイタル(Recital)、一五の部(Part)、四つのスケジュール(Schedule)および五つの附属書(Annex)で構成されている。

リサイタルは、趣旨(第A条)、目的(第B条)、諒解事項(第C―F条)、原則(第G、H条)から成る。

第I部は参加当事者、第II部は用語の解釈、第III部は取り決めの国内履行方法を定めている。また、第IV部には物品に関するスキームの実施規定、第V部には職業に関するスキームの実施規定が置かれている。第VI部は閣僚評議会による基準または規則の決定に関する手続的規定である。次いで、第VII部はTT MRAからの「除外」、第VIII部は「永続的適用除外」、第IX部は「トランス・タスマン協力プログラム」と「特別適用除外」を規定して

いる。さらに、第 X 部は T T M R A 以外のトランス・タスマン協力との関係、第 XI 部は政府首脳に関する制度的取り決め、第 XII 部は T T M R A の見直し規定、第 XIII 部はスケジュール改正規定、第 XIV 部は T T M R A 国内履行立法の改正規定、第 XV 部は T T M R A からの脱退規定を定めている。

次に、第一スケジュールは各当事者による T T M R A からの「除外」リストであり、第二スケジュールは同じく「永続的適用除外」リスト、第三スケジュールは「特別適用除外」リストである。以上はすべて物品の分野に關するものであるが、第四スケジュールは職業における適用除外リスト（医師のみ）である。

最後に五つの附属書は「特別適用除外」の対象物品に関する細則（既存規制要件の範囲、制度的取り決め、特別適用除外に服する立法）を定めている。第一附属書は「第一附属書は「治療用品」、第二附属書は「有害物質」「工業用化学物質」および「危険品」、第三附属書は「電磁両立性」および「無線通信基準」、第四附属書は「路上走行車」、第五附属書は「ガス器具」についての細則である。

(二) T T M R A における政策決定および国内法との優劣関係

T T M R A に関する政府首脳 (Heads of Government) レベルの政策決定は、連邦政府および各州・準州の首相<sup>33)</sup>で構成されるオーストラリア政府間評議会 (the Council of Australian Governments: COAG) においてなされ、ニュージーランドは T T M R A に関わる事項について対等な資格でそれに参加し、投票権を有する (11.1, T T M R A)。政策決定方式は、議題に応じて、全会一致または三分の二以上の多数決である (7.2, 8.2, 9.2.2, 9.2.3, T T M R A)。

また、閣僚レベルでもニュージーランドは、オーストラリアの連邦政府および各州・準州の閣僚から成る閣僚評議会 (a Ministerial Council) が T T M R A に関わる事項を扱う場合、対等な参加資格および投票権を有する

(6.1, TTMR A)。閣僚評議会は三分の二以上の多数決で決定を行う(6.3, TTMR A)。

ニュージーランドから見ると、オーストラリア政府閣僚評議会および閣僚評議会が三分の二の多数決で決定を行う場合、ニュージーランドは多数決で敗れる可能性が常にある。なお、通常はコンセンサスで決定がなされると言われている<sup>(34)</sup>。

さらに、TTMR Aを国内実施するためのニュージーランドの一九九七年トランス・タスマン相互承認法(the Trans-Tasman Mutual Recognition Act 1997)は、その適用に関する第五条で次のように規定している。

「ニュージーランドのすべての法は、同法又は本法が明示的に他の規定を置いていない限り、本法に服して解釈されなければならない。

物品に関するトランス・タスマン相互承認原則、職業に関するトランス・タスマン相互承認原則、及び本法の規定は、いかなる種類及びいかなる目的の手續においても斟酌されることができ。」

このように第五条の規定は、(国内実施法を通じて) TTMR Aの優越性を定めているように見える。他方、同法第六条には、ニュージーランドは相互主義(reciprocity)に基づき国内実施法を廃止することによりTTMR Aの効果を停止することができるという点で、ニュージーランド(およびオーストラリア)の主権は究極的に保証されていることが示されている。なお、オーストラリアの一九九七年トランス・タスマン相互承認法(the Trans-Tasman Mutual Recognition Act 1997 (Cwlth))も、第五条および第七条にニュージーランドと同様の規定を置いている。



### (三) 物品の分野における相互承認

#### ① 基本原則

物品に関する基本原則は、「いずれのオーストラリアの当事者の管轄においても適法に販売される物品 (Goods)<sup>(36)</sup> はニュージーランドで販売される」、また、「ニュージーランドで適法に販売される物品はいずれのオーストラリアの当事者の管轄においても販売される」ということである (Recital G(1), TTMRRA)<sup>(37)</sup>。その結果、物品はそれが生産されるかまたは輸入のために通過する管轄において適用される基準 (standards) または規則 (regulations)<sup>(38)</sup> にもみ適合する必要がある (4.1.1, TTMRRA)。

相互承認原則は、物品の販売にのみ関わるため、物品の使用を規制する法令 (物品が使用できるまたは使用できない特定の条件を定める法令であって、一定の状況における特定の物品の使用禁止を含む) には適用されない (図 1 参照)。しかし、物品の使用規制が他の管轄から輸入される物品の販売を妨げまたは制限するような形で物品の特徴を定めている事例が報告されている<sup>(39)</sup>。

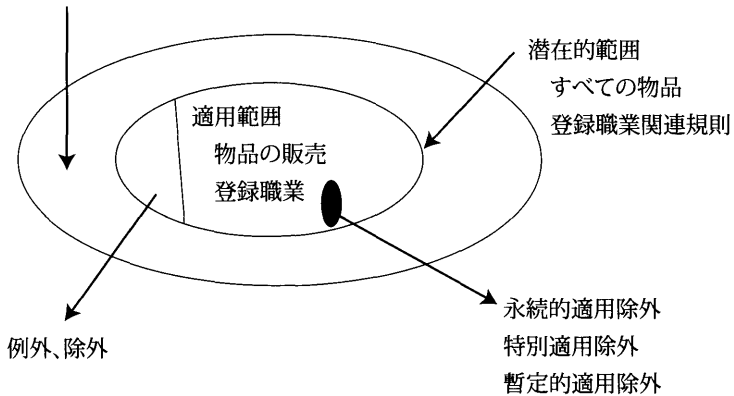
#### ② 適用除外

基本原則からの明文の適用除外が五種類存在する (図 1、図 2 参照)。ただし、TTMRRA 当事者の意図として「取り決めからの適用除外 (exemptions) 及び除外 (exclusions) は可能な限り最小限にとどめる」(12.1.3, TTMRRA) とされている。

第一に、以下の事項は「例外」(exceptions)<sup>(40)</sup> として TTMRRA の範囲外にある。ただし、差別禁止に服する (4.1.3, TTMRRA)。

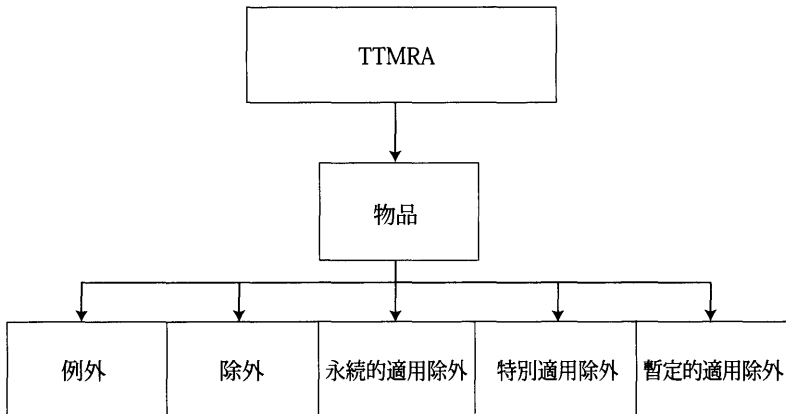
(イ) 「物品の販売態様又は販売者が事業を行う態様若しくは行うよう要求される態様」。たとえば、「物品販売

図1 トランス・タスマン相互承認取り決め（TTMRA）の適用範囲  
TTMRAが言及していない規制（物品の使用など）



(出所：Productivity Commission, *Review of Mutual Recognition Schemes*,  
Australian Government, January 2009, p. 17.)

図2 物品におけるトランス・タスマン相互承認取り決め（TTMRA）の適用範囲



(出所：Productivity Commission, *Review of Mutual Recognition Schemes*,  
Australian Government, January 2009, p. 20. 筆者により一部修正。)

の契約面」、「販売者又は職業に従事している他の者の登録」、「事業フランチャイズ免許の要件」、「物品が販売されうるか又は販売されえない相手方」、「物品が販売されうるか又は販売されえない状況」である。

(ロ)「物品の輸送、貯蔵又は取り扱い」。ただし、公衆衛生、安全および環境に関する事項に限られる。

(ハ)「物品の検査」。ただし、「検査が物品の販売の前提条件ではない」場合であつて、公衆衛生、安全および環境に関する事項に限られる。

第二に、「除外」(exclusions)として次の分野は T T M R A から除かれる。すなわち、(イ)税関審査および関税、(ロ)知的財産権、(ハ)税制、(ニ)「物品の販売に関わる要件」に関連する他の特定の国際的義務である(7.2, T T M R A)。このリストへの追加には全会一致が要件となる(7.4, T T M R A)。

第三に、「永続的適用除外」(permanent exemptions)という類型が存在する。それは相互承認原則に潜在的に含まれるが、T T M R A の各当事者が同原則を適用すべきではないと決定したものである(8.1, T T M R A)。このリストへの追加には全会一致が必要とされる(8.2, T T M R A)。この類型に含まれる事項は、たとえばニュージーランドでは次のとおりである。検疫、絶滅危惧種、銃器類、花火、賭博機械、猥褻物、オゾン層保護、農業・畜産用化学物質、放射能保護<sup>(4)</sup>。

第四に、T T M R A の適用開始日から一二月間のみ許容される「特別適用除外」(special exemptions)も存在する(9.2.1, T T M R A)。その期限が経過した後は、相互承認、調和または永続的適用除外のいずれかに服する(9.1.2, 9.2.1-9.2.3, T T M R A)。それは規制上の相違をなくするのが困難な分野のために設けられた「トランス・タスマン協力プログラム」(Part K, T T M R A)に含まれる事項であるが、同プログラムを完了するために一二月間の追加的時間が猶予される(9.1.1, 9.1.5, 9.2.1, T T M R A)。特別適用除外の対象は限定列举されており、療法用品(therapeutic goods)、有害物質、工業用化学物質および危険品(hazardous substances, industrial chemicals

and dangerous Goods)、電磁両立性 (electromagnetic compatibility) および無線通信基準 (radiocommunications standards)、路上走行車 (road vehicles) およびガス器具 (gas appliances) による (9.1.3, TTMAA)<sup>(42)</sup>。

第五に、人の健康および安全ならびに環境保護に基づき「暫定的適用除外」(temporary exemptions) が最長一二月間に限定して認められる (4.2.1 and 4.2.2, TTMAA)。

### ③ 紛争解決手続

第一に、物品の分野において、行政当局の決定に対する特定の上訴手続は存在しない<sup>(43)</sup>。裁判所への通常の訴訟手続が利用可能である。物品の販売に関する法令違反で起訴された場合、個人は相互承認原則の適用を防禦として主張することができる<sup>(44)</sup>。

第二に、暫定的適用除外の場合、その期間が終了する前に、閣僚評議会は当該物品に基準が適用されるべきか否か、および、適用されるべき場合にはその基準を決定するよう努める。あるいは、閣僚評議会は当該物品が永続的適用除外の対象とされるよう政府首脳(ニュージールランドが参加するオーストラリア政府間評議会)に勧告することができる (4.2.2, TTMAA)。閣僚評議会は三分の二以上の多数決で決定を行う (6.3, TTMAA)。

第三に、TTMRA参加当事者(オーストラリア連邦、州・準州およびニュージールランド)は、いかなる時点においても、実質的に人の健康および安全を保護する目的または環境汚染を防止、最小化もしくは規制する目的で、他の参加当事者の管轄の下で物品に適用可能な基準の問題を、閣僚評議会に付託することができる。閣僚評議会は、その付託を受理してから一二月以内に、当該物品について基準が設定されるべきか否か、および、設定されるべき場合にはその基準を決定するよう努める (4.3, TTMAA)。閣僚評議会は三分の二以上の多数決で決定を行う (6.3, TTMAA)。

上記第二および第三の場合に関連して、閣僚評議会は T T M R A に基づき、物品（および職業）に関する基準を決定することができる（6.2, T T M R A）。その際、可能な場合には常に、国際貿易で共通に受諾されている基準に合わせる（6.4, T T M R A）。閣僚評議会は、特定の基準または規則（いずれかの物品の販売が禁止されるべきか否かを含む）がある物品に適用されるべきであるという合意がなされる場合、参加当事者の政府首脳（ニュージーランドが参加するオーストラリア政府閣僚評議会）に対し、当該基準または規則が合意されるよう勧告すべきであるとされている。同勧告に対して三カ月以内に政府首脳の三分の一以上による不承認がない限り、参加当事者は同勧告を実施するために必要な行動を可及的速やかにとる（6.5, T T M R A）。

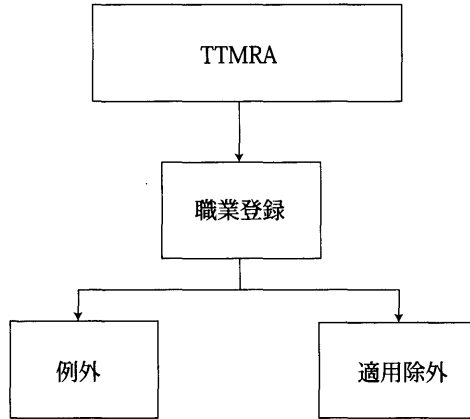
#### （四）職業登録に関する相互承認

##### ① 基本原則と適用除外

職業登録に関する基本原則は、「いずれのオーストラリアの当事者の管轄においても職業（an Occupation<sup>(45)</sup>）に従事するために登録された者はニュージーランドにおける同等（Equivalent<sup>(46)</sup>）の職業に従事する資格を有する」、また、「ニュージーランドにおいて職業に従事するために登録された者はいずれのオーストラリアの当事者の管轄においても同等の職業に従事する資格を有する」ということである（Recital G(2), 5.1.1, T T M R A）。すなわち、相互承認に基づき、一つの管轄における登録（Registration<sup>(47)</sup>）は他の管轄での同等の職業における登録にとつて十分な根拠となることを意味し、登録のために要求される職業上の基準（資格、技能や経験）における相違は登録申請を却下する理由とはならない<sup>(48)</sup>。この原則は、E U 法における自然人の開業の自由（ホスト・ステートでの居住を伴う）にほぼ相当し<sup>(49)</sup>、一時的移動を前提とするサービスの自由移動は含まれないように思われる<sup>(50)</sup>。

登録の条件として、登録を求める者は当該「地方登録機関」（Local Registration Authority<sup>(51)</sup>）に同人の現行登

図3 職業登録におけるトランス・タスマン相互承認取り決め (TTMRA) の適用範囲



(出所: Productivity Commission, *Review of Mutual Recognition Schemes*, Australian Government, January 2009, p. 20. 筆者により一部修正。)

録に関する一定の基本情報を含む届出書を提出しなければならぬ (5.1.1, TTMRA)。

しかし、基本原則からの適用除外が二種類存在する (図3参照)。ただし、TTMRA当事者の意図として「取り決めからの適用除外 (exemptions) 及び除外 (exclusions) は可能な限り最小限にとどめる」(12.1.3, TTMRA)とされている。

第一に、「職業を行う態様を規制する法の施行」は「例外」(exceptions)<sup>(52)</sup>としてTTMRAの範囲外にある。たとえば、保険要件、行動規範、懲戒手続などに関する法令である<sup>(53)</sup>。ただし、二つの条件に服する。一つは、差別禁止である。もう一つは、「当該職業に従事する適性に関する何らかの資格又は経験の達成又は保有に基づかないこと」である (5.1.2, TTMRA)。

第二に、「適用除外職業」(exempt Occupation) という類型が存在する。それはTTMRA参加当事者の全会一致により指定することが可能 (5.1.1, TTMRA)。現行リストによれば、対象は開業医 (medical practitioners) のみである (Schedule 4, TTMRA)。

② 登録

上述の基本原則に適合し、届出書を提出するならば、「当該当事者の関連法が当該者の既存の登録が十分な登録資格であると明示的に規定している」とみなされ、「同等」の職業（開業医を除く）への登録の資格が付与される (5.2.1, TTMR A)。

地方登録機関は TTMR A の要件に合致していることに基づき、届出から一カ月以内に登録を認めることができ (5.3, TTMR A)、更新可能である。仮登録の場合もあるが (5.6.1-5.6.5, TTMR A)、要件に合致しない場合は登録の延期や拒絶もありうる (5.4.1, 5.4.2, 5.5.1, 5.5.2, TTMR A)。

いったん登録されると、当該者の元の管轄における登録が停止しても、登録資格は継続する (5.2.2, 5.3, TTMR A)。ただし、地方登録機関は、当該者の登録がいずれかの管轄において停止もしくは終了されるか、または、いずれかの管轄において刑事手続、民事手続もしくは懲戒手続の結果として当該職業に従事することを個人として禁止されていることを知るに至る場合、登録を停止または終了させることができる (5.2.3, TTMR A)。

また、地方登録機関は登録に条件を付けることができるが、当該者の以前の登録にすでに適用されているかまたは職業間の「同等性」を達成するために必要な条件を維持することが目的である場合に限られる (5.2.4, TTMR A)。

③ 紛争解決手続

第一に、個人は地方登録機関の決定に対して、上訴裁判所 (an Appeals Tribunal) すなわちオーストラリアの「行政上訴裁判所」およびニュージーランドの「トランス・タスマン職業裁判所」に審査の申し立てを行うこと

ができる(5.7.1-5.7.3, TTMR A)<sup>(54)</sup>。裁判所は、上訴人が登録の資格を有するとの命令を出し、「同等性」を達成するための条件を特定することができる。それが不可能な場合は、登録を可能とするための取り決めを設けるよう命令を出すことができる。他方、当該二つの職業に関わる活動が「実質的に同一ではない」、または、「当該者の登録が公衆衛生及び安全に対する実在の脅威となるか若しくは顕著な環境汚染の脅威をもたらしうる」という点<sup>(55)</sup>が充足される場合に限り、「両職業は「同等」ではないと宣言することができる(5.8.1, 5.8.2, TTMR A)。

第二に、上述の「顕著な環境汚染の脅威」に基づく宣言の場合、その有効期間は二カ月間である。その間に TTMR A の当該参加当事者(オーストラリア連邦、州・準州またはニュージーランド)は、その宣言を閣僚評議会に付託する。閣僚評議会は、基準が合意されて当該職業に適用されるべきか、および、適用されるべき場合にはそれらの基準について決定するよう努める(5.8.3, TTMR A)。

第三に、TTMR A 参加当事者(オーストラリア連邦、州・準州またはニュージーランド)は、いかなる時点においても、実質的に人の健康および安全を保護する目的または環境汚染を防止、最小化もしくは規制する目的で、基準が合意されて当該職業に適用されるべきか、および、適用されるべき場合にはそれらの基準について決定するために、職業またはその遂行の一部としての特定の活動に従事する資格を付与するために必要とされる適切な能力基準(competency standards)の問題を、閣僚評議会に付託することができる。閣僚評議会はその付託を受理してから二カ月以内に決定を行うよう努める(5.9, TTMR A)。

上記第二および第三の場合に関連して、閣僚評議会は TTMR A に基づき、職業(および物品)に関する基準を決定することができる(6.2, TTMR A)。その際、可能な場合には常に、国際貿易で共通に受諾されている基準に合わせる(6.4, TTMR A)。閣僚評議会は、合意される基準が、ある職業またはある職業の実行の一部としての特定の活動(群)に適用されるべきであるという合意がなされる場合、参加当事者の政府首脳(ニュージー



ランドが参加するオーストラリア政府間評議会) に対し、当該基準または規則が合意されるよう勧告すべきであるとされている。同勧告に対して三カ月以内に政府首脳の上三分の一以上による不承認がない限り、参加当事者は同勧告を実施するために必要な行動を可及的速やかにとる(6:5, TTMPRA)。

第四に、ニュージーランドの閣僚およびオーストラリアの少なくとも一つの参加当事者の閣僚は、特定の職業が「同等」であることを共同で宣言し、「同等性」を達成する条件を特定することができる。そのような閣僚宣言は、それに適合しない上訴裁判所の決定に優越する(5:10, TTMPRA)。

#### 四 結 語

相互承認アプローチには、その対象により、実体的ルール(substantive rules)を扱う「実体的相互承認」、および、適合性評価といった手続的な側面に限られる「手続的相互承認」が存在する。手続的相互承認の例は日EU相互承認協定等<sup>(56)</sup>をはじめとして数多く見られるが、それだけでは非関税障壁の撤廃のために十分ではない。実体的相互承認を導入している複数国家の地域はEU(およびその周辺国)とオーストラリアおよびニュージーランドの間のみにとどまる<sup>(57)</sup>。ただし、実体的相互承認は手続的相互承認を伴うのが通常である。

また、相互承認アプローチは超国家制度を伴うか否かにより二つに類別される。EU域内市場に見られる相互承認原則は超国家的制度を伴う「垂直的」相互承認(a “vertical” mutual recognition)<sup>(58)</sup>であるのに対し、オーストラリアとニュージーランド間のTTMPRAは政府間取り決めに基づく「水平的」相互承認(a “horizontal” mutual recognition)である。

さらに、相互承認アプローチはホーム・ステート・コントロールを原則とすることを意味するが、その実際の

適用においてはホーム・ステートのルールが常にそのまま輸入国で通用するというわけではない。むしろ相互承認原則は、自由貿易と公益上正当な目的の間でバランスをとるため、適用範囲を限定すること（たとえば物品の貿易に限定し、サービス貿易には適用しないとすること）、ルール間で一定の調和を事前に導入すること、既存の国際調和ルールを適用すること、明文で適用除外を設けること、ルール間に機能的同等性があることを条件とすること、経過期間を設定することなど、様々な条件とともに実施されるのが通常である。<sup>(59)</sup> このように、相互承認原則は様々な仕方で「管理」<sup>(60)</sup>されている。<sup>(61)</sup> T T M R A では相互承認原則の適用が物品と職業登録に限定され、かつ、様々な適用除外が設定されている。

T T M R A は国際法上拘束力を有しないとされる合意であり、それに基づく国内法の制定により履行された。T T M R A における相互承認制度の特徴を要約すると、第一に「実体的相互承認」の制度であること、第二に政府間取り決めに基づき、国家主権の制限を伴わない「水平的」な相互承認アプローチであること、第三に「管理」の度合いが大きい、限定的な相互承認制度であることを指摘することができる。<sup>(62)</sup>

〔付記〕 本稿は、慶應義塾大学グローバルCOEプログラム（文部科学省）「市民社会におけるガバナンスの教育研究拠点」（平成二〇年度採択、拠点番号I-11）の支援による研究成果の一部である。

(1) Productivity Commission, *Review of Mutual Recognition Schemes*, Australian Government, January 2009, p.10.

(2) Commonwealth of Australia Constitution Act, オーストラリア連邦憲法の概要について、山田邦夫「オーストラリアの憲法事情」『諸外国の憲法事情3』国立国会図書館調査及び立法考査局、二〇〇三年、八五―一三四頁参照 (<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2003/2/20030206.pdf>) (二〇一〇年七月二一日アクセス)

κ)。

- (ε) “On the imposition of uniform duties of customs, trade, commerce, and intercourse among the States, whether by means of internal carriage or ocean navigation, shall be absolutely free.”
- (4) [1988] HCA 18; (1988) 165 CLR 360(2 May 1988), available at [http://www.austlii.edu.au/cases/cth/high\\_ct/165clr360.html](http://www.austlii.edu.au/cases/cth/high_ct/165clr360.html), accessed May 26, 2010.
- (5) *Ibid.*, para. 26. 「州における居住者の権利」に関するオーストラリア連邦憲法第一一七条は職業登録に関連する規定であるが、最高裁判所は同規定について(憲法上の基本的権利として保護されるとしても)差別を禁止するもの(離脱)として(Street v. Queensland Bar Association [1989] HCA 53; (1989) 168 CLR 461 (16 November 1989), available at [http://www.worldii.org/au/cases/cth/high\\_ct/168clr461.html](http://www.worldii.org/au/cases/cth/high_ct/168clr461.html), accessed May 31, 2010).
- (6) Productivity Commission, *op. cit.*, p.9. 「物産やサービスの移動に対する障壁の例として、製造者が異なる州で販売される物に異なる包装を使用するよう要求すること、また、専門職従事者および貿易業者が自分の州の外で働いたりする場合に免許を取得する必要があることが挙げられる」(*Ibid.*, p.10)。
- (7) Agreement between the Commonwealth of Australia, the State of New South Wales, the State of Victoria, the State of Queensland, the State of Western Australia, the State of South Australia, the State of Tasmania, the Australian Capital Territory and the Northern Territory of Australia relating to Mutual Recognition.
- (8) *The Mutual Recognition Act 1992*, available at [http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol\\_act/mra1992221/](http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/mra1992221/), accessed May 26, 2010.
- (9) Council of Australian Governments (COAG), “Mutual Recognition Agreement,” available at [http://www.coag.gov.au/mutual\\_recognition/mutual\\_recog\\_agreement.cfm](http://www.coag.gov.au/mutual_recognition/mutual_recog_agreement.cfm), accessed May 26, 2010.
- (10) Gary P. Sampson, “The Closer Economic Relations Agreement between Australia and New Zealand” in Gary P. Sampson and Stephen Woolcock (eds.), *Regionalism, Multilingualism and Economic Integration: The Recent Experience*, United Nations University Press, Tokyo, 2003, pp. 202-205.
- (11) Quentin Hay, “Trans-Tasman Mutual Recognition: New Dimension in Australia-New Zealand Legal Re-

- lations,” *International Trade Law and Regulation*, 1997, 3(1), pp. 6–13 at 10; Productivity Commission, *op. cit.*, p. 11.
- (21) *Protocol on Trade in Services to the Australia New Zealand Closer Economic Relations–Trade Agreement*, 18 August 1988, available at [http://www.dfat.gov.au/geo/new\\_zealand/anz\\_cer/anz\\_cer.html](http://www.dfat.gov.au/geo/new_zealand/anz_cer/anz_cer.html), accessed May 31, 2010.
- (13) Productivity Commission, *op. cit.*, p. 11.
- (14) Council of Australian Governments (COAG), “Mutual Recognition Agreement,” *op. cit.*
- (15) 田中好孝他 『オーストラリアの Users Guide to the Mutual Recognition Agreement and Trans-Tasman Mutual Recognition Arrangement, 2006』がオーストラリア連邦政府より刊行されたもの (available at [http://www.coag.gov.au/mutual\\_recognition/docs/mutual\\_recognition\\_users%27\\_Guide.pdf](http://www.coag.gov.au/mutual_recognition/docs/mutual_recognition_users%27_Guide.pdf), accessed May 31, 2010)。
- (16) Productivity Commission, *op. cit.*, p. 11.
- (17) Council of Australian Governments (COAG), “Trans-Tasman Mutual Recognition Arrangement,” available at [http://www.coag.gov.au/mutual\\_recognition/lt\\_mutual\\_recog\\_agreement.cfm](http://www.coag.gov.au/mutual_recognition/lt_mutual_recog_agreement.cfm), accessed May 31, 2010. 条約の形式を選じた理由は、第一に柔軟性を最大限確保すること、第二にオーストラリアの MRA に対する不利な影響を最小化すること、第三にオーストラリアの各州・準州が積極的に TT-MRA に参加できるようにすること、第四にオーストラリア連邦政府が同憲法の対外的権限を通じて条約の主題領域で権限を拡大するのを防ぐことにあるとされる (Quentin Hay, *op. cit.*, p. 11)。
- (18) Council of Australian Governments (COAG), “Trans-Tasman Mutual Recognition Arrangement,” *op. cit.* オーストラリアの各州・準州はその後、連邦法を採択するかまたはトランス・タスマン相互承認法を施行する権限を連邦に付託する立法を制定した (Productivity Commission, *op. cit.*, p. 12)。
- (19) Productivity Commission, *op. cit.*, p. 11, 12.

- (20) The Trans-Tasman Mutual Recognition Act 1997 (Cwlth) and the Trans-Tasman Mutual Recognition Act 1997 (NZ), available at [http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol\\_act/tmra1997350/](http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/tmra1997350/); and, [http://www.legislation.govt.nz/act/public/1997/0060/latest/DLM410793.html?search=ts\\_act\\_trans-tasman+mutual\\_resel&sr=1](http://www.legislation.govt.nz/act/public/1997/0060/latest/DLM410793.html?search=ts_act_trans-tasman+mutual_resel&sr=1), accessed May 31, 2010.
- (21) 閣僚評議会がオーストラリアの MRA の施行から生じる物品の基準を検討する理由を有する場合、閣僚評議会議長は当該問題が T T M R A の中で解決されるべきか否かに関してニュージーランドの閣僚と事前に協議する必要がある (6.6, TT M R A)。
- (22) The Agreement between the Government of Australia and the Government of New Zealand in relation to Mutual Recognition of Securities Offerings (MRSO).
- (23) The Agreement between the Government of Australia and the Government of New Zealand on Trans-Tasman Court Proceedings and regulatory Enforcement (PRET).
- (24) Productivity Commission, *op. cit.*, pp. 247-253.
- (25) 本稿は、二〇一〇年六月一〇日ストックホルム大学における European Japan Advanced Research Network (EJARN) 主催の田 E U 関係フォーラムシミュレーションの研究報告「Japan-EU Normative Partnership under Mutual Recognition Principle—EU Model or Trans-Tasman Model?—」および拙稿「田 E U 間 E U T A と相互承認原則—トランス・タスマン・モデルの可能性」『貿易と関税』第 69 号、二〇一〇年、二六—四五頁の一部を発展させて加筆したものである。
- (26) Miguel P. Maduro, *We The Court: The European Court of Justice and the European Economic Constitution*, Hart Publishing, Oxford, 1998, pp. 103-149; Katsuhiko Shoji, “The EU Models of Mutual Recognition and Transnational Market Governance: A Legal Analysis” in Sung-Hoon Park and Heungchong Kim (eds.), *Regional Integration in Europe and Asia: Legal, Economic, and Political Perspectives*, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, 2009, pp. 151-172.
- (27) E U 司法裁判所によれば、表示、形状、サイズ、重量、成分、体裁、ラベル、包装 (designation, form, size,

- weight, composition, presentation, labelling, packaging) のように産品が充足すべき要件を定める規則をいう (Cases C-267/91 and C-268/91 *Criminal proceedings against Bernard Keck and Daniel Mithouard* [1993] ECR I-6097, para. 15)。
- (28) 庄司克宏著『EU法 政策篇』岩波書店、二〇〇三年、一九、二〇頁、庄司克宏「EU域内市場政策—相互承認と規制権限の配分」田中俊郎・庄司克宏編『EU統合の軌跡とベクトル』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年、一一三頁。
- (29) Susanne K. Schmidt, "Mutual Recognition as a New Mode of Governance," *Journal of European Public Policy*, Vol.14, No.5, pp. 667-681 at 672.
- (30) *Ibid.* 庄司克宏「EU域内市場法の仕組み」庄司克宏編『EU法 実務篇』岩波書店、二〇〇八年所収、三頁。
- (31) Case 120/78 *Reue-Zentrale AG v. Bundesmonopolverwaltung für Branntwein (Cassis de Dijon)*, *op. cit.*, para. 14. 庄司克宏「EU域内市場政策—相互承認と規制権限の配分」前掲、一一一、一一二頁。
- (32) Susanne K. Schmidt, *op. cit.*, p. 672, 673. 庄司克宏「EU域内市場法の仕組み」前掲、三、四頁。
- (33) The Prime Ministers of Australia, the Premiers of the Australian States and Chief Ministers of the Australian Capital Territory and the Northern Territory.
- (34) 二〇〇一年三月九日、オーストラリア連邦政府の首相内閣府におけるオーストラリア政府間評議会 (COAG) 課の Ron Perry 氏との面接調査。
- (35) Quentin Hay, *op. cit.*, p. 10.
- (36) 物品とは、「いかなる種類の物品をも意味し、(1) 動植物、(2) 微生物に由来する物質、(3) 物品を包む包装(4) 物品に添付されるラベルを含む」(Part II (a), TTMR A)。
- (37) TTMR Aは締約当事者の領域からの物品の輸出を禁止または制限する国内法令の施行に影響を与えるものではない (4.1.4, TTMR A)。他方、EU域内市場では(輸入の場合に加えて) 輸出に対する数量制限と「同等の効果を有する措置」も禁止される (Article 35 TFEU, ex Article 29 TEC)。
- (38) 規則とは「事業又は人に義務的要件を課す法的に遵守確保可能な、広範囲の文書」を意味する (Part II (a),

TTMRA)。

- (39) Productivity Commission, *op. cit.*, pp. 198-200.
- (40) この語は TTMRA で使用されている表現ではない。 Productivity Commission, *op. cit.*, pp. 192-198 参照。
- (41) Schedule 2 in TTMRA.
- (42) Schedule 3 in TTMRA. 当事者の少なくとも三分の二の多数があれば、相互承認または調和が適用される (9.2.2, TTMRA)。
- (43) Productivity Commission, *op. cit.*, p. 22.
- (44) *Ibid.*
- (45) 「職業」とは、「登録された者によつてのみ営まれることができるすべての種類の職 (an occupation, trade, profession or calling) とあつて、登録が何らかの資格 (例えば研修、教育、試験、経験、評判、適性) の達成又は保有に全部又は一部依存し、かつ登録が認められうる上記職のいずれにおいても専門化を含む場合をいう」 (Part II (a), TTMRA)。
- (46) 実質的に同一であることを意味し、条件の付加により達成される場合も含まれる (Part II (a), TTMRA)。
- (47) 「登録」とは、「人が職業に従事するために立法により要求され又は同立法に基づく免許、承認、認可、認証 (開業認証による場合を含む) 又は他のいかなる形式の許可をも含む」 (Part II (a), TTMRA)。
- (48) Productivity Commission, *op. cit.*, p. 14, 87.
- (49) *Ibid.*, p. 14.
- (50) *Ibid.*, pp. 220-228.
- (51) 「地方登録機関」とは、TTMRA 参加当事者の法に基づく当該職業の遂行に関連して、当該当事者の管轄において人を登録するという、立法により付与された機能を有する者又は機関をいう」 (Part II (a), TTMRA)。
- (52) この語は TTMRA で使用されている表現ではない。 Productivity Commission, *op. cit.*, p. 17 参照。
- (53) *Ibid.*
- (54) 両裁判所の間における整合性を促進するため、各裁判所は、望ましいとみなされる事案において他方の裁判所の

- 判決および裁判所間の重複人事 (cross-membership) の可能性に配慮する。両裁判所は、協力と情報交換を最大化するため諒解覚書を締結する (5:7.4, TTMA)。
- (55) 「顕著な環境汚染の脅威」に基づく宣言の場合、その有効期間は十二カ月間である。その間にTTMRAの当該参加当事者 (オーストラリア連邦、州・準州またはニュージーランド) は、その宣言を閣僚評議会に付託する。閣僚評議会は、合意された基準が当該職業に適用されるべきか等について決定するよう努める (5:8.3, TTMA)。
- (56) Katsuhiko Shoji, “The EU Models of Mutual Recognition and Transnational Market Governance: A Legal Analysis”, *op. cit.*, pp. 164-167.
- (57) 内記香子「地域貿易協定における「技術的貿易障壁」の取り扱い—相互承認の制度を中心として—」『ディスカッション・ペーパー』経済産業研究所 06-J-0427 二〇〇六年 (<http://www.rieti.go.jp/jip/publications/dp/06j042.pdf>) (二〇一〇年七月二〇日アクセス)、九頁。
- (58) 相互承認原則は次のように「水平的な主権委譲」(a horizontal transfer of sovereignty) を意味すると言われることがある。「水平的な主権委譲」として「相互承認」は、法を規定し遵守確保する管轄権の相互配分を通じて主権の行使を領域的な固定から解放することにより、主権を尊重することとそれを根本的に再構成することの双方に関わることである」(Kalypso Nicolaidis, “Trusting the Poles? Constructing Europe through Mutual Recognition,” *Journal of European Public Policy*, Vol. 14, No. 5, pp. 682-698 at 685)。しかし、「水平的」な主権委譲とあってもEUの超国家的法秩序の下で、加盟国はホーム・ステートまたはホスト・ステートとして、EU立法による調和がない場合でも、EU基本条約に基づくEU司法裁判所のコントロールに服している。このような意味で、EUの相互承認モデルは「垂直的」である (Tanja Börzel, “European Governance: Negotiation and Competition in the Shadow of Hierarchy”, *Journal of Common Market Studies*, Vol. 48, No. 2, pp. 191-219 at 203-205)。
- (59) Markus Möstl, “Preconditions and Limits of Mutual Recognition”, *Common Market Law Review*, Vol. 47, No. 2, 2010, pp. 405-436 at 407, 435.
- (60) Kalypso Nicolaidis, *op. cit.*, p. 683, 684.
- (61) Kenneth A. Armstrong, “Mutual Recognition” in Catherine Barnard and Joanne Scott (eds.), *The Law of*



*the Single European Market Unpacking the Premises*, Hart Publishing, Oxford, 2002, pp.225-267. EUでは各国法の調和が当該分野において存在しない場合、ホーム・ステート・コントロールを原則とすること、また、その一方で各加盟国の事情に応じて例外的に、明文の適用除外または判例法上の「不可避的要請」に基づき正当化されかつ比例原則を充たすならば、ホスト・ステート・コントロールが認められる(庄司克宏著『EU法 政策篇』前掲、二〇頁)。

(62) EU域内市場における相互承認制度との比較については、庄司克宏「日EU間FTAと相互承認原則——トランス・タスマン・モデルの可能性」前掲を参照されたい。

〔追記〕 田中俊郎先生の慶應義塾への多大なご貢献に深い敬意を表するとともに、学恩に心より感謝申し上げます。